

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年10月19日から令和2年11月24日までの回答)

成長戦略ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
株主に関する郵送が必要な事項の電子化	(1)現行制度で対応可能 (2)対応不可 (3)事実誤認 (4)現行制度で対応可能	◎	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

成長戦略WG関連

番号: 1

受付日	2年0月24日	所管省庁への検討要請日	2年0月29日	回答取りまとめ日	2年0月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	株主に関する郵送が必要な事項の電子化
具体的内容	(1) 議決権行使書の電子化 (2) 配当金の銀行口座への振り込みの必須化(郵送の廃止) (3) 株主優待券の電子化 (4) 事業報告を記載した株主総会招集通知などの電子化
提案理由	(1) 議決権行使書の電子化により、最近に発覚した不適切な事務取扱を防止するとともに、印刷・郵送・集計作業といった事務処理コストの縮減が期待できます。 (2) 配当金を通知・換金するための印刷・郵送・事務処理コストの縮減が期待できます。金融機関の窓口を維持するための理由の一つにもなっていますから、無駄なコストが発生する原因になっています。 (3) 株主優待券の印刷・郵送といった事務処理コストの縮減が期待できます。 (4) 事業報告を記載した株主総会招集通知などの電子化を行うことで、印刷・郵送といった事務処理コストの縮減が期待できます。
提案主体	個人

所管省庁	法務省経済産業省
------	----------

制度の現状	(1) 株主総会の招集に際して、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることを定めたときは(会社法第298条第1項第3号)、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し議決権行使書面を交付しなければなりません(同法第301条第1項)、株主総会の招集の通知を電磁的方法により発することについて承諾をした株主に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます(同条第2項)。また、株主総会の招集に際して、株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めることもでき(同法第298条第1項第4号)、この場合には、株主に対して議決権行使書面を交付することは要しません(同法第302条参照)。 (2) 会社法には剰余金の配当を実施する方法について定める規定はなく、適宜の方法によることができます。 (3) 株主優待は、各株式会社が任意に行っているものであり、会社法には株主優待について定める規定はありません。 (4) 会社法上、取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、事業報告を提供しなければならないとされています(会社法第437条)。株主総会の招集の通知を書面によってする場合には事業報告も書面で交付することとなり、招集の通知を電磁的方法によってする場合には事業報告も電磁的方法により提供することとなります(会社法施行規則第133条第2項)。
-------	--

該当法令等	会社法第298条第1項第3号・第4号、第301条、第302条、第437条、会社法施行規則第133条第2項
-------	--

対応の分類	(1) 現行制度で対応可能 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 対応不可 <input type="checkbox"/> (3) 事実誤認 <input type="checkbox"/> (4) 現行制度で対応可能
-------	---

対応の概要	(1) 制度の現状欄に記載のとおり、現行の会社法においても、株主の個別の承諾を得ることによって議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子メールによって送付する方法など)によって株主に提供することができます。また、株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができるようにすることもできます。さらに、令和元年に成立した会社法の一部を改正する法律により、株主総会資料の電子提供制度が創設され、当該制度を利用する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項をホームページ等のウェブサイトに掲載し、そのアドレス等を株主に通知すれば、議決権行使書面を株主に交付することを要しないこととしています。同制度は、同法律の公布の日(令和元年12月11日)から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。 (2) 制度の現状欄に記載のとおり、現行の会社法においては、株式会社が剰余金の配当をする場合において、どのような方法によるべきかについての規定は設けておらず、御指摘のような口座振込の方法によることもできます。剰余金の配当をどのような方法によってするかは、各株式会社において、株主の数や方法の確実性、効率性等も勘案して個別に判断されるべき事柄であると考えられますので、会社法において一律に特定の方法を義務付けることは考えておりません。 (3) 制度の現状欄に記載のとおり、いわゆる株主優待制度は、会社法に定めのない任意の制度です。そのため、株主優待の実施方法についても各株式会社において個別に判断されるべき事柄であると考えられます。 (4) 制度の現状欄に記載のとおり、現行の会社法においても、株主の個別の承諾を得て株主総会の招集の通知を電磁的方法によってするときは、事業報告も電磁的方法により提供することができます。また、(1)で述べた株主総会資料の電子提供制度においては、事業報告についても、事業報告に記載すべき事項をホームページ等のウェブサイトに掲載し、そのアドレス等を株主に通知すれば、事業報告を株主に対して書面で交付することは要しないこととしています。
-------	--

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年10月19日から令和2年11月27日までの回答)

成長戦略ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
借地借家法における電子化不可書面の電子化について	検討を予定	◎	1
中小小売商業振興法に基づく情報開示書面の電子化について	その他	△	2
電子署名の法的有効性の明確化について	対応不可	◎	3
監査法人との書面授受を要する手続きの電子化について	現行制度下 で対応可能	△	4

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:1

受付日	2年0月30日	所管省庁への検討要請日	2年0月6日	回答取りまとめ日	2年0月27日
-----	---------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	借地借家法における電子化不可書面の電子化について
具体的内容	「借地借家法」では電子化が認められていない書面、契約書において、電子化可能に向け、ご検討いただきたい。
提案理由	借地借家法により、定期借地契約、定期建物賃貸借契約は「公正証書による等書面」によってしなければならないと定義されているが、電子化により書面コストの軽減や押印の必要性による人の動きの軽減も図ることができる。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	法務省
制度の現状	<p>借地借家法第22条は、存続期間を50年以上として、契約の更新、建物の再築による存続期間の延長及び建物買取請求権を排除した借地権(定期借地権)を設定する場合には、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、公正証書のみならず、単なる書面も含まれると解されていますが、電磁的記録は含まれないと解されています。</p> <p>同法第38条第1項は、契約の更新がない旨の定めがある期限の定めがある建物の賃貸借契約(定期建物賃貸借契約)をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、上記と同様に公正証書のみならず、単なる書面も含まれると解されていますが、電磁的記録は含まれないと解されています。同条第2項は、定期建物賃貸借契約をしようとするときは、賃借人が、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく期間の満了により当該建物の賃貸借は終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることを要することとした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成24年9月13日第一小法廷判決・最高裁判所民事判例集66巻9号3263頁)。</p>	
該当法令等	借地借家法第22条、第38条第1項、第2項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>借地借家法第22条の規定が設けられたのは、定期借地契約において、期間満了により確定的に契約関係が終了し、かつ建物が取り壊されるという重大な結果を借地権者が十分に理解しないまま契約を締結すると、借地権者が不測の損害を被ることになりかねないため、定期借地権者が借地権の設定であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確認が厳重かつ確実に行われると思われる公正証書等の書面による契約を義務づけることで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。</p> <p>また、同法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期建物賃貸借契約は、期間満了により確定的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその点を十分に理解しないまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被ることになりかねないため、賃借人が定期建物賃貸借であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確認が厳重かつ確実に行われると思われる公正証書等の書面による契約を義務づけるとともに、賃借人に対する事前の説明においても更に書面の交付を要求することで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。</p> <p>契約の電子化の必要性が高まっていることなどを受けて、定期借地権の設定契約や定期建物賃貸借契約を電磁的記録によって締結すること等の検討を行う必要があると考えていますが、これらの契約の締結について、書面による契約に代えて電磁的記録による契約の締結を認めることとした場合や、定期建物賃貸借契約の事前の説明において書面の交付に代えて電磁的記録の送付によることを認めることとした場合に、借地権者又は賃借人が定期借地契約又は定期建物賃貸借であることを十分認識することを目的とする法の趣旨が損なわれないか等、必要な検討を進める予定です。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:2

受付日	2年0月30日	所管省庁への検討要請日	2年0月6日	回答取りまとめ日	2年0月27日
-----	---------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	中小小売商業振興法に基づく情報開示書面の電子化について
具体的内容	中小小売商業振興法に基づき、フランチャイズ本部は加盟希望者に対していわゆる「法定開示書面」を交付し法定の事項を説明しているところ、「法定開示書面」を紙の書面を交付するのではなく、PDF等の電磁的方法による法定事項の情報提供ができるようご検討いただきたい。
提案理由	①「法定開示書面」は中小小売商業振興法第11条第1項において、「書面を交付」することが義務付けられている。しかしながら、ネットの拡大や、スマートフォン・タブレット等の情報端末の普及により、これらを通じていつでもどこでも書面を閲覧できるようになっている。「法定開示書面」も電磁的な方法での受け渡しができるようになれば、利便性が向上する。 ②フランチャイズ本部は、「法定開示書面」を多額のコストをかけて製作し、紙資源も消費し、保管も行っている。電磁的記録での受け渡しができるれば、これらのコスト・資源の消費が大幅に削減できる。 ③法の趣旨からして、加盟候補者に対して必要な事項の説明を十分に行えればよく、昨今の情勢に鑑みれば、手段を書面に限定する理由はないように考える。 以上の理由から、中小小売商業振興法第11条第1項の説明の手段を「書面交付」に限定しないようにしていただきたい。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・中小小売商業振興法第11条第1項に基づき、特定連鎖化事業を行う者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならないこととされている。 ・このとき「書面を交付」とは、通常、紙媒体によって行われることが想定される。 	
該当法令等	中小小売商業振興法第11条第1項	
対応の分類	その他	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・書面交付の部分については、政府全体の書面・対面規制の見直しの中で、中小小売商業振興法第11条第1項に基づく義務についても、電子化を可能とする方向で検討を予定している。 ・具体的な検討時期や措置の時期については、政府全体の見直し作業の中で、検討してまいりたい。 ・なお、中小小売商業振興法第11条第1項に基づき、特定連鎖化事業を行う者が負う義務は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対する書面交付の義務のほか、その記載事項に関する説明の義務を負うことに留意が必要。 	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:3

受付日	2年0月30日	所管省庁への検討要請日	2年0月6日	回答取りまとめ日	2年0月27日
-----	---------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	電子署名の法的有効性の明確化について
具体的内容	電子署名法における「サービス提供事業者」による証明方法を可とする旨を明記すること。具体的には、2020年7月17日付総務省・経済産業省・法務省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」を法制化すること。
提案理由	・with/afterコロナを背景とするペーパーレス化の推進および押印主義の見直しを促進することができる。 ・電子契約は歴史が浅く、判例もないことから、法的な保全が推定の域を出ない。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

	所管省庁	総務省 法務省 経済産業省
制度の現状	電子署名法については、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス」に関して、本年7月17日に第2条第1項(定義)関連、9月4日には第3条(電磁的記録の真正な成立の推定)関連の解釈を、総務省、法務省及び経済産業省からQ&A形式で公表しているほか、各種講演等の機会を捉えて周知を図っています。	
該当法令等	電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	御指摘のQ&Aは、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の解釈を明示したものです。この点に加え、法制定時には存在しなかったが、その後の技術進展により生まれた新たなサービスも技術中立的に幅広く該当しうるようにする観点からも、当該Q&Aの法制化は不適當かつ不要だと考えます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:4

受付日	2年〇月30日	所管省庁への検討要請日	2年〇月6日	回答取りまとめ日	2年〇月27日
-----	---------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	監査法人との書面授受を要する手続きの電子化について
具体的内容	監査法人との書面授受を要する手続き(会社法に基づく手続き)について電子化すること。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

	所管省庁	法務省
制度の現状	会社法においては、監査報告書の物理的な作成方法に関して、特に規制は設けられておらず、関係者間で定めた合理的な方法により行えばよいこととされています。また、計算書類や監査報告の関係者に対する提出、通知等の方法についても、特に規制は設けられておらず、適宜の方法で行えばよいこととされています。	
該当法令等	会社計算規則第125条, 126条等	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	左記のとおり、会社法においては、監査報告書の物理的な作成方法、計算書類や監査報告の関係者に対する提出、通知等の方法には、特に規制が設けられていないため、現行法においても、会計監査人との間で計算書類や監査報告の授受を電磁的方法によって行うことができると考えられます。	

区分(案)	△
-------	---